第明三治種三郵十便五物年認三可月三日十一

平成２１年（フ）第８７９号
兵庫県三田市学園３丁目１番地Ａ棟202号
破産者　池袋　真美
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３２号
神戸市灘区将軍通２丁目１番６号メゾンサントレ302、従前の住所神戸市灘区八幡町１丁目７番16号ハイツ池田103号
破産者　小出由香利
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５７１号
高知市加賀野井１丁目24番10号　加賀野井アパート
破産者　平田　政福
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第６５７号
熊本県宇土市岩古曽町1212番地２、旧住所下益城郡城南町大字下宮地946番地13
破産者　竹本　紀子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市日之出町11番８号コーポ若楠101
破産者　東馬場末治
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７７１号
札幌市西区宮の沢３条３丁目13番30号
破産者　菅井　誠二
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平20番地48　大間平第２団地４－２
破産者　金澤　　馨
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
青森市大字新城字山田５番地４
破産者　中村　昭逸
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
宮城県角田市尾山字上大門３番地１
破産者　菅原　得男
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５４号
宮城県角田市尾山字上大門３番地１
破産者　菅原　房子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７４号
静岡県静岡市駿河区丸子新田510－５、住民票上の住所群馬県吾妻郡高山村大字中山3640番地
破産者　牧田　淳一
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２１８号
埼玉県本庄市日の出４丁目７番25号
破産者　石川　輝美
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３７９号
神奈川県海老名市さつき町１番地13―502
破産者　下田　基之
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０６号
横浜市泉区中田北１丁目10番27号
破産者　野口　　尚
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９号
長野県埴科郡坂城町大字坂城156番地
破産者　小出　幸重
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１１５号
長野県千曲市大字千本柳193番地１
破産者　杉本　明彦
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第８７号
岐阜県大垣市楽田町２丁目1661番地　安楽荘ら102号室
破産者　小森ゆき子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成１９年（フ）第５３２号
愛知県豊橋市菰口町１丁目58番地３―301、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎1530番地の１
破産者　坪井　正孝
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０９９号
京都市伏見区納所中河原３番地の103
破産者　西村　和子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係